

# ○三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験旅費補助金交付要綱

令和2年4月1日  
要綱第86号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市の産業の活性化及び雇用機会の拡大を目的とし、市内でのサテライトオフィス開設又はテレワークの実施を促進するため、お試しオフィス施設を利用体験する事業者の旅費に対し、予算の範囲内で三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験旅費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則(平成17年三原市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能で、当該本社の遠隔地に置かれる事業所又は支店をいう。
- (2) テレワーク ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の実施をいう。
- (3) お試しオフィス施設 旧和木小学校内のオフィス及びシャワー室をいう。
- (4) 事業者 三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験事業実施要綱(令和元年三原市要綱第23号。以下「実施要綱」という。)第5条に規定する者をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助の対象となる事業者(以下「補助対象者」という。)は、市外に本社又は住民票を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内においてサテライトオフィスの開設又はテレワークの実施を検討している法人、団体又は個人
- (2) その他市長がお試しオフィス施設を利用させることが適当であると認める者

## (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が負担する出発地(国内に限る。以下同じ。)から本市までの公共交通機関(レンタカー及びタクシーを含む。)を利用した交通費及び宿泊に要した費用の実費に限るものとする。

- 2 補助金の額は、1事業者につき4万円を限度とする。
- 3 補助回数は、1事業者につき1回限りとする。

## (利用の事前申込み等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事前に実施要綱第9条の規定により、市長に申込書を提出し、市長の承認を得なければならない。

## (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、お試しオフィス施設の利用体験を実施し、補助対象経費が確定したときは、速やかに三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験旅費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、補助金の申請は、規則第4条第1項ただし書の規定により、事後の申請とする。

- (1) 補助の対象となる経費を証する書類(領収書の写し)
- (2) 利用に係る行程が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

## (補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験旅費補助金交付及び額の決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

## (補助金の請求及び交付)

第8条 申請者は、前条の規定により補助金の交付の決定があったときは、三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験旅費補助金交付請求書(様式第3号)にて請求しなければならない。

- 2 補助金の交付は、口座振込によるものとする。
- 3 補助金の振込口座は、申請者名義のものとする。

4 市長は、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(申請書の提出期限)

第9条 申請書の提出期限は、お試しオフィス施設を視察し、又は利用した年度の3月末日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。